

令和6年度 瓦屋根耐風診断費・耐風改修費 補助事業のご案内

受付期間：令和6年6月3日（月）～6月28日（金）

※受付期間内に募集戸数を超えた場合、抽選を行うことがあります。



千葉市では、強風による住宅屋根の被害を防止し、市民生活の安全を確保するため、**令和3年（2021年）12月31日以前の基準**によって建設された住宅で、屋根が**粘土瓦葺き**又は**プレスセメント瓦葺き**のものについて、瓦屋根の耐風診断および耐風改修に係る費用の一部を補助します。

申請前に着手した場合は、補助対象になりませんのでご注意ください。

千葉市

耐風診断

受付期間 6月3日(月)～6月28日(金)

募集戸数 6戸

■ 耐風診断とは

診断者が、瓦の緊結方法等を定める告示基準^{※1}への適合を確認するために行う住宅瓦屋根の診断をいいます。

※1 告示基準とは、令和2年国土交通省告示1435号により改正された昭和46年建設省告示第109号の規定のこと。

■ 告示基準の改正概要

		改正前	改正後
緊結箇所		軒、けらば（端部から2枚までの瓦） むね（1枚おきの瓦）	<u>全ての瓦</u>
緊 結 方 法	軒 けらば	銅線、鉄線又はくぎ等で緊結	<u>3本のくぎ等（くぎ*又はねじ）</u> で緊結
	むね	銅線、鉄線又はくぎ等で緊結	<u>ねじ</u> で緊結
	平部	規定なし	<u>くぎ等</u> で緊結

*容易に抜け出さないよう加工したものに限る。

1 補助の条件

■ 申請者及び住宅の要件 次のすべての要件に該当すること

- 令和3年12月31日以前の基準で建設された市内にある一戸建ての住宅で、
屋根が粘土瓦葺き又はプレスセメント瓦葺きのもの
- 申請者自らが所有し、居住していること
- 市税の滞納がないこと
- 国又は地方公共団体による同様の補助を受けていないこと

- ・兼用住宅（住宅部分が過半のものに限る）も対象となります。
- ・補助金の交付は、1申請者1回限りです。
- ・都市計画法又は建築基準法に違反している住宅は対象外です。
- ・既存の屋根が金属屋根やスレート屋根の場合は対象外です。

■ 耐風診断を行う者（診断者）の条件 次のいずれかに該当すること

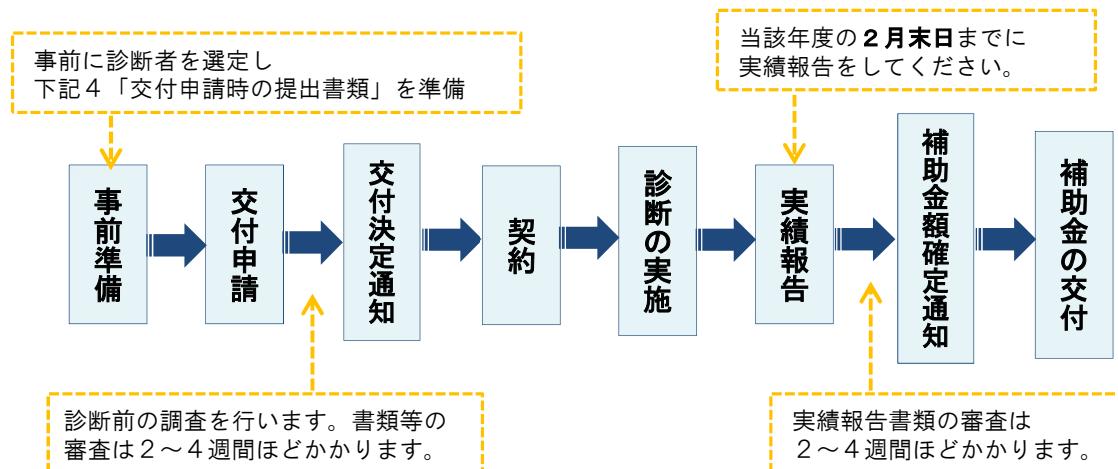
- 建設業法第2条第3項の規定による許可を受けている建設業者に勤務する
瓦屋根診断技士、かわらぶき技能士、又は瓦屋根工事技士
- 建築士事務所に勤務する建築士

2 補助額

耐風診断に要する費用の3分の2の額。ただし、2万1千円が限度。

3 耐風診断の申請の流れ

交付決定後に契約し、診断に着手してください。事前に契約、着手した場合は、補助できません。



4 交付申請時の提出書類

入手先	書類の名称
市	<input type="checkbox"/> 千葉市屋根耐風診断費補助金交付申請書（様式第1号）
申請者（市）	<input type="checkbox"/> 建築確認済証の写し、又はそれに代わるもの（建築台帳記載事項証明書等）
診断者	<input type="checkbox"/> 診断費の見積書 <input type="checkbox"/> 平面図（建物の規模、間取り等がわかるもの） <input type="checkbox"/> 診断者の資格を証する書類
法務局	<input type="checkbox"/> 住宅の登記事項証明書
区役所等	<input type="checkbox"/> 住民票（個人番号が記載されていないもの）*1 <input type="checkbox"/> 滞納無証明書*1
—	住宅が共有の場合のみ提出する書類 <input type="checkbox"/> 共有者（全員）の委任状 <input type="checkbox"/> 共有者（全員）の住民票（個人番号が記載されていないもの）*2 <input type="checkbox"/> 共有者（全員）の滞納無証明書*2

*1 個人情報確認同意書（様式第2号）の提出により省略できます。

*2 市内在住の場合、個人情報確認同意書（様式第2号）の提出により省略できます。
(共有者全員分の提出が必要です。)

注意 交付申請書、実績報告書等に使用する印鑑は、すべて同じものをご使用ください。

5 実績報告時の提出書類

入手先	書類の名称
市	<input type="checkbox"/> 千葉市屋根耐風診断費補助事業実績報告書（様式第12号） <input type="checkbox"/> 千葉市屋根耐風診断費補助金交付請求書（様式第14号）
診断者	<input type="checkbox"/> 耐風診断報告書 <input type="checkbox"/> 現地調査の写真（建物の全景、調査状況がわかるもの）
申請者	<input type="checkbox"/> 診断の契約書の写し <input type="checkbox"/> 診断の領収書の写し <input type="checkbox"/> 振込依頼書（申請者と同じ名義の銀行口座に限る）

耐風改修

受付期間 6月3日(月)～6月28日(金)

募集戸数 27戸

■ 耐風改修とは 瓦屋根を以下のいずれかの方法で改修する工事のことをいいます。

- ① 告示基準^{※1}に適合するよう全面改修する工事
- ② スレート屋根や金属屋根等へ全面改修する工事

※1 告示基準とは、令和2年国土交通省告示1435号により改正された昭和46年建設省告示第109号の規定のこと。（改正概要はPage.1参照）

1 補助の条件

■ 申請者及び住宅の要件 次のすべての要件に該当すること

- 令和3年12月31日以前の基準で建設された市内にある一戸建ての住宅で、屋根が粘土瓦葺き又はプレスセメント瓦葺きのもの
- 耐風診断の結果、告示基準に適合していない（脱落の危険性がある）と判定された住宅であること（明らかに告示基準を満たしていないと判断できる場合は診断不要^{※2}）
- 申請者自らが所有し、居住していること
- 市税の滞納がないこと
- 国又は地方公共団体による同様の補助を受けていないこと

- ・兼用住宅（住宅部分が過半のものに限る）も対象となります。
- ・補助金の交付は、1申請者1回限りです。
- ・都市計画法又は建築基準法に違反している住宅は対象外です。
- ・既存の屋根が金属屋根やスレート屋根の場合は対象外です。

※2 調査者（Page.1の診断者の資格を持つ者）が作成する瓦屋根現況調査報告書（様式第3号）の提出が必要。

■ 耐風改修を行う者（改修者）の条件 次のいずれかに該当すること

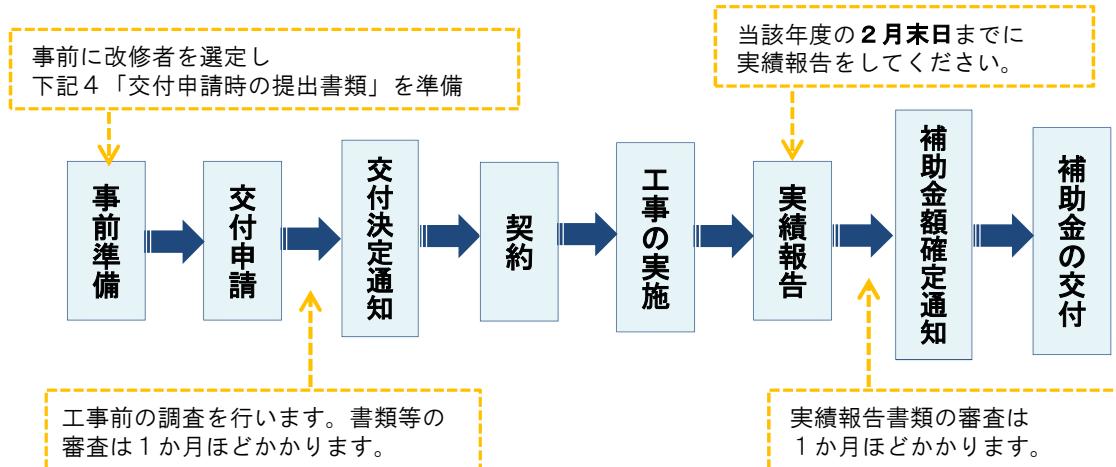
- 千葉市内に本店、支店、営業所等を開設している者
※ただし、工事費が500万円以上の場合は、建設業の許可を受けた者に限る
- 瓦屋根診断技士、かわらぶき技能士、又は瓦屋根工事技士が在籍し、建設業の許可を受けた者

2 補助額

工事費又は屋根面積×2万4千円のいずれか低い額の23%の額。ただし、55万2千円が限度。

3 耐風改修の申請の流れ

交付決定後に契約し、工事に着手してください。事前に契約、着手した場合は、補助できません。



4 交付申請時の提出書類

入手先	書類の名称
市	<input type="checkbox"/> 千葉市屋根耐風改修費補助金交付申請書（様式第1号）
申請者 (市)	<input type="checkbox"/> 建築確認済証の写し、又はそれに代わるもの（建築台帳記載事項証明書等）*1
診断者	<input type="checkbox"/> 耐風診断報告書*1*2 <input type="checkbox"/> 診断者の資格を証する書類*1*2 <input type="checkbox"/> 現地調査の写真（建物の全景、調査状況がわかるもの） <input type="checkbox"/> 改修計画書 (改修内容、屋根材がわかるカタログ、屋根の面積・勾配がわかる図面等を含む)
改修者	<input type="checkbox"/> 工事費の見積書 <input type="checkbox"/> 改修者の資格を証する書類
法務局	<input type="checkbox"/> 住宅の登記事項証明書*1
区役所等	<input type="checkbox"/> 住民票（個人番号が記載されていないもの）*1*3 <input type="checkbox"/> 滞納無証明書 *1*3
—	住宅が共有の場合のみ提出する書類 <input type="checkbox"/> 共有者（全員）の委任状 <input type="checkbox"/> 共有者（全員）の住民票（個人番号が記載されていないもの）*1*4 <input type="checkbox"/> 共有者（全員）の滞納無証明書 *1*4

*1 同一年度内に耐風診断の補助を受けていた場合、提出は省略できます。

*2 明らかに告示基準を満たしていないと判断できる場合は、調査者（Page.1の診断者の資格を持つ者）が作成した瓦屋根現況調査報告書（様式第3号）と、調査者の資格を証する書類の提出により省略できます。

*3 個人情報確認同意書（様式第2号）の提出により省略できます。

*4 市内在住の場合、個人情報確認同意書（様式第2号）の提出により省略できます。
(共有者全員分の提出が必要です。)

注意 交付申請書、実績報告書等に使用する印鑑は、すべて同じものをご使用ください。

5 実績報告時の提出書類

入手先	書類の名称
市	<input type="checkbox"/> 千葉市屋根耐風改修費補助事業実績報告書（様式第13号） <input type="checkbox"/> 千葉市屋根耐風改修費補助金交付請求書（様式第15号）
	*代理受領の場合、様式第15号に代えて以下の書類を提出 <input type="checkbox"/> 千葉市屋根耐風改修費補助金交付請求書（様式第15号の2） <input type="checkbox"/> 代理請求及び代理受領委任状（様式第16号）
改修者	<input type="checkbox"/> 工事写真（改修前後の写真・工事中の写真・材料写真）
申請者	<input type="checkbox"/> 工事の契約書の写し <input type="checkbox"/> 工事の領収書の写し <input type="checkbox"/> 振込依頼書（申請者と同じ名義の銀行口座に限る）

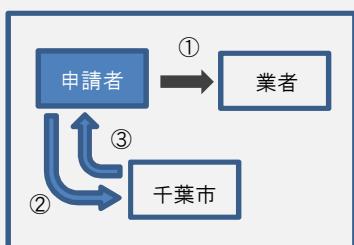
注意 交付決定後、補強内容等に変更が生じる場合は、事前に建築指導課へご連絡ください。

*代理受領について

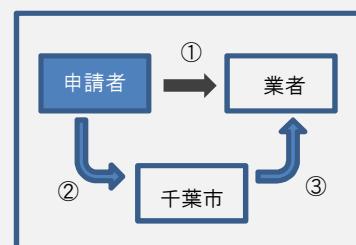
申請者が耐風改修工事の改修者に補助金の受領を代理で行わせることができる制度です。通常、申請者へお支払する補助金を直接千葉市から改修者へお支払することで、申請者は耐風改修工事費から補助金を差し引いた額を用意すればよくなり、初期費用の負担を軽減することができます。

代理受領のフロー図（耐風改修工事費240万円、補助金55万2千円の場合）

【通常の流れ】



【代理受領の流れ】



- ①申請者から改修者へ240万円支払い
②240万円の領収書の写しを千葉市へ提出
③千葉市から申請者へ55万2千円支払い

- ①申請者から改修者へ184万8千円支払い
②184万8千円の領収書の写しを千葉市へ提出
③千葉市から改修者へ55万2千円支払い

※通常の流れと代理受領の流れのどちらかを選択することができます。

お問い合わせ先・申請先

千葉市建築指導課

〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市役所新庁舎低層棟4階
TEL: 043-245-5836 FAX: 043-245-5887
Eメールアドレス shido.URC@city.chiba.lg.jp

千葉市 耐風診断

検索